

愛車 PROTECT トヨタのミニ車両保険 普通保険約款および特約

| 普通保険約款・特約 | ページ |
|-----------------------|-----|
| 1. 費用の保険普通保険約款 | 1 |
| 2. 車両修理費用特約(一般条件) | 11 |
| 3. 団体契約における加入者に適用する特約 | 17 |
| 4. P2P 特約 | 21 |

1. 費用の保険普通保険約款

<用語の定義(五十音順)>

この普通保険約款において、次の用語の定義は下表のとおりとします。

| | 用語 | 定義 |
|-------------|---------|----------------------------|
| か | 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定め |
| | | られている保険料がその危険を計算の基礎として算出され |
| | | る保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| | 契約内容確認証 | 保険契約の締結とその内容を証するもので、当会社が保険 |
| | | 契約者に対し電磁的方法によって提供するものをいいま |
| | | す。 |
| | 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約締結の際の契約 |
| | | 申込画面等の入力事項とすることによって当会社が告知を |
| | | 求めたものをいいます。 |
| | 事故 | この保険契約に付帯された特約に規定する事故をいいま |
| | | す。 |
| た | 他の保険契約等 | この保険契約と保険金支払事由を同じとする保険契約また |
| | | は共済契約をいいます。 |
| | 電磁的方法等 | 電子メール等の通信手段を利用する方法または書面による |
| | | 方法のうち当会社が定めるものをいいます。 |
| は | 被保険者 | 契約内容確認証記載の被保険者をいいます。 |
| | 保険期間 | 契約内容確認証記載の保険期間をいいます。 |

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この普通保険約款および付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)または核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、直接であると間接であるとを問わずテロ行為(注5)によって、またはテロ行為(注5)の結果として生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を 執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

(注5) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

第3条(保険金の支払額)

当会社が、第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損害の額は、この普通保険約款および付帯された特約によって定めます。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、損害の

- 額(注2)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(注1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額(注2)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差 し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2)損害の額

契約内容確認証記載の免責金額(注3)を差し引いた額に、契約内容確認証記載の縮 小支払割合(注4)を乗じた額とします。

(注3) 免責金額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額をいいます。

(注4)縮小支払割合

それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い縮小支払割合をいいます。

第2章 基本条項

第5条(保険証券の発行の省略)

- (1) 当会社は、保険契約者の同意のもと、この保険契約において、保険証券、保険契約継続証またはこれに代わる書面(以下、この条において「保険証券等」といいます。)の 発行を行いません。
- (2) 当会社は、保険証券等の発行に代えて、契約内容確認証を電磁的方法によって提示します。

第6条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、次のいずれかのうち、最も遅い時から始まります。
- ① 保険期間の初日の午前0時(注)
- ② 保険契約に対する申込みがあった時。ただし、その申込みを当会社が承諾した場合にかぎります。
- ③ 当会社が、保険料を領収した時
- (2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後12時に終わります。
- (3) (1)および(2)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 - (注)初日の午前0時

契約内容確認証にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第7条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会 社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、電磁的方法等をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
 - (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合ま たは事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みま す。

第8条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎります。

(注2) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締 結の際の契約申込画面等において定めたものをいいます。

第9条(保険契約者の住所または通知先の変更)

- (1) 保険契約者が契約内容確認証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の通知を行わなかった場合は、当会社は、保険契約者が最後に当会社 に通知した住所または通知先に発信した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第10条(契約内容の変更)

- (1) 保険契約者は、第7条(告知義務)から前条以外の契約内容の変更をしようとする場合は、電磁的方法等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当会社が電磁的方法等による通知を受領するまでの間に生じた損害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第11条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第13条(保険契約の取消し)

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第14条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第15条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- 工. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる こと。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者が(1)の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第16条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条(保険料の取扱い-契約内容の変更の場合)

(1) 当会社は、次に掲げる場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、下表の規定に従い取扱います。

| 区分 | 保険料の取扱い |
|--|---|
| ① 第7条 (告知義務) (1)により告げられた 内容が事実と異なる 場合 | 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。 |
| ② 第8条(通知義務)(1)の通知に基づいて契約内容を変更す | 次の算式により算出した額を返還します。ただし、計算した結果がマイナスになる場合は、算出した額を請求します。 |
| る場合 ③ 第10条(契約内 容の変更)(1)の承認 をする場合 | 変更前の保険料と 変更後の保険料の×(1- (年) (注3) (注4) |

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (注4)は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を解除 することができます。
- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの 保険契約を解除できるときは、当会社は、次に定める時から、追加保険料を領収するまで の間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既 に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
 - ① (1)①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② (1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- (4) 当会社は、保険契約者が(1)③の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注4)は、 追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求が なかったものとして、この普通保険約款および付帯された特約に従い、保険金を支払いま す。

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2)保険期間月数

1か月に満たない期間は月数に算入しません。

計算の結果、0未満となる場合は0とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第18条(保険料の取扱い-無効、失効、取消しまたは解除の場合)

(1) 当会社は、保険契約が無効、失効、取消しまたは解除となる場合の保険料の返還は、下表の規定に従い取扱います。

| 1 1200/MLE 1C1/EV 14X1/XV 13 | × 9 8 |
|------------------------------|----------------------------------|
| 区分 | 保険料の取扱い |
| ① 第11条 (保険契 | 保険料は返還しません。 |
| 約の無効) (1)の規定 | |
| により保険契約が無 | |
| 効となる場合 | |
| ② 第13条 (保険契 | |
| 約の取消し) の規定に | |
| より、当会社が保険契 | |
| 約を取り消した場合 | |
| ③ 次のア. ~エ. の規 | 次の算式により算出した額を返還します。 |
| 定により、当会社が保 | |
| 険契約を解除した場 | 解除日または失効日における契約内容に基づき計算した保 |
| 合 | 険料 既経過月数(注 1) |
| ア. 第7条(告知義 | × (1 – 保険期間月数 (注 2) |
| 務)(2) | (注2) |
| イ. 第8条(通知義 | |
| 務) (2)または(6) | |
| ウ. 第15条(重大事 | |
| 由による解除) (1) | |
| 工. 第17条(保険料 | |
| の取扱い-契約内容 | |
| の変更の場合) (2) | |
| ④ 第12条 (保険契 | |
| 約の失効) の規定に | |
| より保険契約が失効 | |
| となる場合 | |
| ⑤ 第14条(保険契 | |
| 約者による保険契約 | |
| の解除) の規定によ | |
| り、保険契約者が保 | |
| 険契約を解除した場 | |
| 合 | |
| \\\ | 1995年98日 セストに坐し、坐会社が、スの伊隆初始に仕世され |

(2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯された特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第14条(保険契約者による保険契約の解除)の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は月数に算入しません。

(注3) 1 - 既経過月数(注1)

保険期間月数(注2)

計算の結果、0未満となる場合は0とします。

第19条 (事故の通知)

事故の通知は、この普通保険約款および付帯された特約に従います。

第20条(保険金の請求)

保険金の請求は、この普通保険約款および付帯された特約の規定に従います。

第21条(保険金の支払時期)

保険金の支払時期は、この普通保険約款および付帯された特約の規定に従います。

第22条 (時効)

保険金請求権は、この普通保険約款および付帯された特約の規定に定める保険金請求権 を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合 において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転 します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびに そのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。こ の場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
 - (注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第24条(保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の規定に基づき保険金を支払った場合は、保険 契約は保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 (2) (1)の規定により保険契約が終了した場合は、当会社は保険料を返還しません。

第25条 (保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払)

- (1) 当会社は、当会社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中において、当会社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 当会社は、当会社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当会社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の適用を行う場合は、速やかに保険契約者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、(1)および(2)の規定は適用しません。

第26条(保険契約者死亡時の取扱い)

保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法 定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および付帯された特約に関する権利お よび義務が移転するものとします。

第27条(保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を 定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理 するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および付帯された特約に関する義務を負うものとします。

第28条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 車両修理費用特約(一般条件)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は下表のとおりとします。

| | 用語 | 定義 |
|----------|-------------------|--|
| あ | ETC 車載器 | 有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器を |
| | | いいます。 |
| か | カーナビゲーショ | 自動車用電子式航法装置をいいます。 |
| | ンシステム | |
| | 加入契約 | この保険契約における1契約自動車あたりの被保険者の加 |
| | | 入部分をいいます。 |
| | 契約自動車 | 契約内容確認証記載の自動車をいいます。 |
| | 契約内容確認証 | 被保険者の加入内容を証するもので、当会社が被保険者に対 |
| | | し電磁的方法によって提供するものをいいます。 |
| 7 | 事故 | 第1条(保険金を支払う場合)に規定する修理費用を負担し |
| | | たことをいいます。 |
| | 修理費用 | 損傷が生じた地および時において、契約自動車を損傷発生直 |
| | | 前の状態に復旧するために必要な修理費用(注)をいいます。 |
| | | この場合、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の |
| | | 補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用 |
| | | が補修による修理費用を超えると認めたときは、その部分品 |
| | | の修理費用は補修による修理費用とします。 |
| | | (注)修理費用 |
| | | 代車費用、運搬費用、宿泊費用、引取費用等の付随費用を除 |
| | | きます。 |
| | 装備 | 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつ |
| | | けられている状態または法令に従い自動車に備えつけられ |
| <u> </u> | W 1570 + 745 + 66 | ている状態をいいます。 |
| た | 他の保険契約等 | 第1条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支 |
| | | 払責任が同じである、または自動車保険等の契約自動車を補 |
| | · · | 償の対象とする保険契約または共済契約をいいます。 |
| | 定着 | ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用し |
| 1+ | 並但於 孝 | なければ容易に取りはずせない状態をいいます。 |
| は | 被保険者 | 次のいずれかに該当する者で、契約内容確認証記載の者をい |
| | | います。 |
| | | ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買され ている場合は、その買主 |
| | | Cいる場合は、ての真主 ② 契約自動車が賃貸借契約により賃貸されている場合は、 |
| | | ② 突引日勤年が負負値突引により負負されている場合は、 その借主 |
| | | ③ ①および②以外の場合は、契約自動車の所有者 |
| | 付属品 | 次のいずれかに該当する物をいいます。 |
| | נין (西ロ | スシング・タイレグに対対するができていてもす。 |

| 普通保険約款 保険期間 | ① 契約自動車に定着または装備されている物 ② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC 車載器その他これらに準ずる物 費用の保険普通保険約款をいいます。 契約内容確認証記載の保険期間で、加入契約の補償対象とな |
|-------------|---|
| | る期間をいいます。 |
| 保険金額 | 契約内容確認証記載の金額をいいます。 |

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、契約自動車が日本国内(注)にある間に衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事由により損傷し、被保険者が保険期間中に修理費用を負担したことで被った損害に対し、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、保険期間開始前に契約自動車に生じた損傷による損害を除きます。
- (2) この加入契約が前年と補償内容および契約自動車を同一とする加入契約の更新契約の場合は、(1)の規定にかかわらず、前年契約の保険期間中に発生した契約自動車の損傷に伴いこの加入契約の保険期間中に修理費用を負担したことで被った損害に対しても、保険金を支払います。
- (3) (1)の契約自動車には付属品を含み、付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
 - ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
- (4) この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(1)の①の規定は適用しません。
 - (注) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害についても保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、工に規定する者については、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ア. 保険契約者または被保険者(注1)
- イ. アに規定する者の法定代理人
- ウ. アに規定する者の業務に従事中の使用人
- エ. アに規定する者の父母、配偶者または子
- ② 詐欺または横領
- ③ 契約自動車を競技もしくは曲技(注2)のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注3)すること。
- (注1)保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

(注2)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ② 契約自動車の故障
- ③ 契約自動車の盗難(注1)
- ④ 契約自動車の鍵の盗難、置き忘れまたは紛失
- ⑤ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷
- ⑥ 付属品のうち契約自動車に定着されていない物に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷を被った場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
- ⑦ タイヤ(注2)に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷を被った場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
- ⑧ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損傷
- (注1) 盗難

発見されるまでに間に損傷が生じた場合を含みます。

(注2) タイヤ

チューブを含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その3)

当会社は、次のいずれかに該当する間に生じた損傷に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第2条(保険金を支払わない場合 その1)①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
- ② 第2条①のいずれかに該当する者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条 (酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
- ③ 第2条①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)により保険金として支払うべき額は、修理費用から、次に掲げる金額の合計額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。
 - ① 普通保険約款第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかか

わらず、他の保険契約等から支払われる保険金または共済金がある場合はその額

- ② 被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を行使できる場合は、被保険者が第三者 から受け取る損害賠償責任の額
- (2) 当会社が保険期間中において、既に第1条(保険金を支払う場合)の規定に従い保険金を支払っていた場合は、(1)に規定する保険金は、保険金額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

第6条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、事故の発生ならびに他の保険 契約等、保証等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりませ ん。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注)他の保険契約等、保証等の有無および内容 既に他の保険契約等、保証等から保険金等の支払を受けた場合には、その事実を含み ます。

第7条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
- ② 契約自動車に第1条(保険金を支払う場合)に規定する損傷が発生したことを証する 画像等
- ③ 当会社が指定する修理工場等(注)の修理見積書
- ④ 損害の額を確認することができる領収証、示談書等の書類
- ⑤ その他当会社が第8条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として加入契約締結の際に当会社が提示する電磁的記録において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき 被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類を もってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として 保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注) 当会社が指定する修理工場等

加入契約締結の際に当会社が提示する修理工場等をいいます。ただし、契約自動車に損傷が生じ、緊急的に修理する場合はこれに限定されません。

第8条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて10日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、契約自動車の損傷の原因、損傷発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの加入契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および契約自動車の損傷 と損害との関係
- ④ 加入契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この加入契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等、保証等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、 当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします

| 特別な照会または調査 | 日数 |
|---|-------|
| ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注3) | 180日 |
| ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60 日 |
| ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180 日 |

(3) (1)および(2)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)までの期間に算入しないものとします。

(注1)請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

3. 団体契約における加入者に適用する特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は下表のとおりとします。

| | 用語 | 定義 |
|---|---------|-----------------------------|
| か | 加入契約 | この保険契約における1契約自動車あたりの加入者の加入 |
| | | 部分をいいます。 |
| | 加入者 | この保険契約に加入する被保険者をいいます。 |
| | 契約自動車 | 契約内容確認証記載の自動車をいいます。 |
| | 契約内容確認証 | 加入者の加入内容を証するもので、当会社が加入者に対し電 |
| | | 磁的方法によって提供するものをいいます。 |
| た | 電磁的方法等 | 電子メール等の通信手段を利用する方法または書面による |
| | | 方法のうち当会社が定めるものをいいます。 |
| は | 払込期日 | 保険期間の初日が属する月の翌月以降に到来する毎月5日 |
| | | をいいます。 |
| | 普通保険約款 | 費用の保険普通保険約款をいいます。 |
| | 保険期間 | 契約内容確認証記載の保険期間で、加入契約の補償対象とな |
| | | る期間をいいます。 |
| | 保険料相当額 | 1契約自動車あたりの加入者の加入部分に対する保険料に |
| | | 相当する額で、この保険契約に付帯された他の特約の規定に |
| | | 基づき算出された保険料をいいます。 |
| ゃ | 約定支払日 | 毎月1日とします。ただし、加入契約の保険期間の初日が1 |
| | | 日以外の場合は第1回目の約定支払日は保険期間の初日と |
| | | します。 |

第1章 共通条項

第1条(普通保険約款の適用)

この特約が付帯された保険契約においては、下表の規定を除き、加入契約に対しても普通保険約款の規定を適用します。このとき、普通保険約款の「保険契約者」とあるのは「加入者」、「保険契約」とあるのは「加入契約」に読み替えて適用します。

<加入契約に対して適用しない普通保険約款の規定>

| 第24条 | 保険金支払後の保険契約 |
|------|-----------------|
| 第26条 | 保険契約者死亡時の取扱い |
| 第27条 | 保険契約者が複数の場合の取扱い |

第2条(加入契約の申込み)

この加入契約は、加入者の意思表示をもって、保険契約者の同意があったものとみなします。

第3条 (保険責任の始期)

普通保険約款第6条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、この加入契約の当会社の保険責任は、次のいずれか遅い時から始まります。

- ① 保険期間の初日の午前 0 時(注)
- ② 加入契約に対する申込みがあった時。ただし、その申込みを当会社が承諾した場合に かぎります。

(注)初日の午前0時

契約内容確認証にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

第4条(加入者による契約内容の変更または解除の請求)

- (1) この加入契約の内容について変更または解除をしようとする場合は、加入者から当会社に対し電磁的方法等により承認の請求を行うことができます。この場合は、加入者からの承認請求の通知をもって、保険契約者からの通知とみなします。
- (2) (1)の規定により加入契約が変更または解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対しその旨を、電磁的方法等により通知します。

第5条(保険金支払後の加入契約)

普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定に基づき支払った保険金の支払額が保険金額に達した場合で、かつ、加入契約が更新最終年度のときは、加入契約は、保険金額に達した保険金の支払の原因となった事故の発生した時に終了します。

第6条(保険料相当額の取扱い)

普通保険約款第17条(保険料の取扱い-契約内容の変更の場合)および同18条 (保険料の取扱い-無効、失効、取消しまたは解除の場合)の規定にかかわらず、保険 料相当額の返還はありません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章 加入者の保険料相当額払込条項

第1条(保険料相当額の払込み)

- (1) 加入者(注1)は、契約内容確認証記載の払込方法に従い、払込期日にクレジットカードにより、保険料相当額(注2)を払い込まなければなりません。
- (2) 加入者から(1)の申し出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料相当額の支払を承認した時に保険料相当額を領収したものとみなします。

(注1) 加入者

会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。 (注2) 保険料相当額 保険契約者が保険料相当額の一部を負担する場合は、保険料相当額からあらかじめ定められた保険契約者が負担する額を差し引いた額とします。(以下、本章において同様とします。)

第2条(保険料相当額不払の場合の免責)

加入者が、払込期日の属する月の末日までに、その払い込むべき保険料相当額の払込 みを怠った場合は、当会社は、当該保険料相当額を払い込む回目に応当する約定支払日 以降に生じた事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険料相当額領収前の事故の特則)

- (1) 加入者が、損害に対する保険金の支払の請求を行う場合は、その支払を受ける前に、加入者はその損害の発生の日に応当する回目までの保険料相当額を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、損害の発生の日に応当する回目までの保険料相当額の払込期日が未到来の場合で、加入者がその払込期日に保険料相当額を払い込む旨の確約を行い、当会社がそれを承認したときは、当会社はその保険料相当額が払い込まれたものとしてその損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の規定に反して、加入者が払込期日に保険料相当額の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の末日までにその払込みを怠った場合は、(1)に規定する保険料相当額の支払いは免除されません。
- (4) (1)に規定する保険料相当額の払込みがない場合は、当会社は、第4条(保険料相当額 不払の場合の解除)の規定にかかわらず当該保険料相当額を払い込む回目に応当する翌 月の約定支払日から将来に向かってこの加入契約を解除することができます。

第4条 (保険料相当額不払の場合の解除)

- (1) 当会社は、払込期日に属する月の末日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料相当額の払込みがない場合で、かつ、保険契約者からその加入者が払い込むべき保険料相当額の払い込みがないときは、この加入契約を解除することができます。
- (2)(1)の加入契約の解除は、(1)の保険料相当額を払い込む回目に応当する約定支払日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、加入者に対する電磁的方法等により解除の通知を行います。

第3章 保険契約者の保険料相当額払込条項

第1条(保険料相当額の払込み)

- (1) この加入契約において、保険契約者が負担する保険料相当額がある場合は、保険契約者は、この加入契約に付帯された他の特約に規定する払込方法に従い、別途定める約定払込期日までに当会社にあらかじめ定められた保険契約者が負担する保険料相当額を払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定に従い払い込むべき保険料相当額の払込みを怠った場合で、当会社が既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができま

す。

第2条(保険料相当額不払の場合の解除)

- (1) 当会社は、約定払込期日までにその約定払込期日に払い込まれるべき保険契約者が負担する保険料相当額の払込みがない場合は、この加入契約を解除することができます。
- (2) (1)の加入契約の解除は、(1)の保険料相当額を払い込む回目に応当する約定支払日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者および加入者に対する電磁的方法等により解除の通知を行います。

4. P2P 特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語の定義は、下表のとおりとします。

| 用語 | | 定義 |
|----|---------|-----------------------------|
| か | 加入契約 | この保険契約における1契約自動車あたりの加入者の加入 |
| | | 部分をいいます。 |
| | 加入者 | この保険契約に加入する被保険者をいいます。 |
| | 契約自動車 | 契約内容確認証記載の自動車をいいます。 |
| | 契約集団 | この特約が付帯された契約で構成する集団で、保険料を算定 |
| | | する際に基準とする契約集団をいいます。 |
| | 契約内容確認証 | 加入者の加入内容を証するもので、当会社が加入者に対し電 |
| | | 磁的方法によって提供するものをいいます。 |
| は | 普通保険約款 | 費用の保険普通保険約款をいいます。 |
| | 保険期間 | 契約内容確認証記載の保険期間で、加入契約の補償対象とな |
| | | る期間をいいます。 |
| | 保険料 | 1契約自動車あたりの加入者の加入部分に対する保険料に |
| | | 相当する額をいいます。 |
| | 保険料上限額 | 契約内容確認証記載の保険料上限額をいいます。 |

第1条(保険料の決定)

(1) この保険契約の保険料は、保険期間の初日が属する月の翌月以降、月払いにて払い込むこととし、毎月の保険料は、次の算式により算出した額(注1)(注2)とします。

契約集団に支払うことが確定した 前月の保険金の総額(注3) 加入契約数(注4) ※ (1+契約管理費率(注5))

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間の初日が16日以降の場合は、(1)にて算出した額(注1)に0.5を乗じた額(注2)を、その加入契約の保険期間の初日が属する月の保険料とします。
- (3) 当会社は、契約集団の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当会社の定めるところにより、保険料上限額を変更することがあります。
- (4) (3)の適用を行う場合は、速やかに保険契約者および加入者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、(3)の規定は適用しません。
 - (注1) 算出した額

保険料上限額を超える場合は、保険料上限額とします。

(注2)額

1の位を四捨五入し、10円単位とします。

(注3) 契約集団に支払うことが確定した前月の保険金の総額

前月中に当会社が求める保険金の支払に必要な書類、証拠および情報がすべて提出され、支払いが確定した保険金の総額をいいます。

(注4) 加入契約数

前月 1 日時点で有効な加入契約と当該月に保険期間の初日が属する加入契約の総数とします。ただし、保険期間の初日が 16 日以降の加入契約については、保険期間の初日が属する月については加入契約数を 0.5 とします。

(注5) 契約管理費率

保険契約の管理および維持に必要な費用で保険金の総額に対する割合とします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。